

墨田区告示第163号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、墨田区会計事務規則第42条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 指定公金事務取扱者の指定をした者の名称、所在地
名 称 株式会社NTTドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した歳入の種類
(1) 特別区民税・都民税・森林環境税及びこれに係る延滞金
(2) 軽自動車税及びこれに係る延滞金
(3) 国民健康保険料及びこれに係る延滞金
(4) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金
(5) 介護保険料及びこれに係る延滞金

- 3 指定公金事務取扱者を指定する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで